

## 国立歴史民俗博物館博物館資源センター規程

〔平成19年4月1日〕  
〔歴博規第62号〕

最近改正 平成20年5月27日

## (趣旨)

第1条 この規程は、国立歴史民俗博物館組織規程第5条の規定に基づき、国立歴史民俗博物館博物館資源センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定める。

## (目的)

第2条 センターは、研究資源としての資料を収集し、保存・管理するとともに、さらにはそれらの組織的な研究に基づく高度化情報の蓄積と発信に関する事業を担うことを目的とする。

## (組織)

第3条 センターに、センターの業務を処理するために必要な担当を置く。

2 センターは、博物館資源センター長の下、研究部及び管理部の職員で構成する。

3 センターの担当及び構成人数については、博物館資源センター会議において毎年度決定する。

## (博物館資源センター会議)

第4条 博物館資源センター長は、センターの管理運営のための会議を開き、議長となる。

2 博物館資源センター長は、必要に応じて前項の会議に構成員以外の者を出席させることができる。

## (センター合同会議)

第5条 博物館資源センター長は、研究推進センター長及び広報連携センター長との合意に基づき、センター合同会議を開催することができる。

## (庶務)

第6条 センターの庶務は、管理部博物館事業課において、処理する。

## (雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、博物館資源センター長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、人間文化研究機構組織規程（人間文化研究機構規程第1号）について所要の改正がなされるまでの間、本規程中の「博物館資源センター」は「歴史資料センター」に、「研究推進センター長」は「研究連携センター長」に、「広報連携センター長」は「広報連携センター準備室長」にそれぞれ読み替えるものとする。

## 附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。